

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、肥土山中段地区共同施行が土地改良事業（香川用水非受益地域用水確保事業肥土山中段地区）を行うことについて平成19年9月14日適当と決定した。

その関係書類を土庄町農林水産課において平成19年10月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成19年9月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀